

## 医療従事者の処遇改善に関するお知らせ

当院では、厚生労働省が定める「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。

この評価料は、医療現場で働く歯科医師・歯科衛生士・歯科助手などの医療従事者の賃金改善を目的として導入された制度です。

これに伴い、診療費の中にベースアップ評価料が加算される場合があります。

当院では、これらの財源を活用し、スタッフの処遇改善に取り組んでまいります。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

岩崎歯科 内藤 淳